

広域農道（市道新春日街道線）沿線 景観形成住民協定書

（前 文）

西に間近に中央アルプスを仰ぎ見、東に遠く南アルプス連山を望むことのできる広域農道沿線は、美しい田園風景や豊かな自然に恵まれ、緑に囲まれた民家が点在する親しみのあるふるさとの景観を形成しています。

私たちは、去る平成5年に全線開通した広域農道を、地域住民の心をつなぐシンボルとして位置付け、周辺の環境に調和した沿道の美しい景観を、なにもものにもかえがたい財産として守り育て、これを21世紀の子や孫に引き継いでいくためにこの住民協定を締結します。

（目 的）

第1条 この協定は、広域農道（市道新春日街道線）沿線における環境整備と景観形成に必要な事項について協定し、美しいまちづくりを進めることを目的とします。

（景観形成住民協定地域）

第2条 この協定の対象となる地域（以下「協定地域」と言う）は、別図に示す地域とします。

（協定の締結）

第3条 この協定は、協定地域内の土地所有者並びに建築物等の所有を目的とする地上権者、及び賃貸権者の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結した者を「協定者」といいます。）

（協議会）

第4条 この協定の運営に関する事項を処理するため、広域農道沿線景観形成住民協定協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

（協定区域内における協定者の責務）

第5条 協定者は、協定地域内の環境美化に努めます。

（景観形成基準）

第6条 協定地域内における良好な景観の創出のために必要な基準（以下「景観形成基準」という。）を定め、これに適合するように努めます。

(協定地域内における行為の届出等)

第7条 協定地域内において、次に掲げる行為、又は手続等をしようとするときは、事前に協議会と協議するものとします。

- (1) 農振除外（農振除外申請）
- (2) 農地転用（農地転用申請）
- (3) 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更（確認申請等）
- (4) 土地の造成や、柵、擁壁等の設置
- (5) 屋外広告物の設置
- (6) 自動販売機の設置

2 第1項の協議に係る必要な事項は、別に定めます。

(審査会)

第8条 協議会は、前条の規定による協議について審査するため、審査会を設置します。

- 2 審査会の構成、運営等必要な事項は別に定めます。
- 3 協議会長は、前条の規定による協議があった場合は、すみやかに審査会を開催し、景観形成基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合は、その旨を文書をもって申請者に回答するものとします。
- 4 協議会長は、前項の場合において、当該協議に係る行為が、景観形成基準に適合しない場合等で、周辺地権者への説明が必要と判断される場合は、説明会の開催を求めることができる。

(協定の効果)

第9条 協定地域内の権利を移転する場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐものとします。

- 2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとします。
- 3 協定地域内では、協定者以外の土地所有者、及び建築物等の所有者並びに借地権者等に対しても、この協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

第11条 この協定書の内容、及び景観形成基準を変更しようとする場合は、第3条同様権利者の3分の2以上の合意を必要とするものとします。ただし、協定地域に隣接する協定地域外の土地の権利者が、新たにこの協定に参加しようとするときは、参加者が、協議会に合意の意思表示を書面で行い、協議会がこれを認めた場合は、協定地域に編入できるものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とするものとします。

(補 則)

第12条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附 則

1 この協定は、平成9年10月24日から効力を発するものとします。

2 広域農道沿線地権者会屋外広告物設置基準は、廃止します。

協定締結代表者

広域農道(市道)沿線景観形成住民協定協議会

会 長 岡 本 壽 昭